

金沢市野生小動物捕獲器貸出事業実施要領

(令和5年7月31日決裁)

第1 目的

この要領は、市内に生息するハクビシン、アナグマ、タヌキ（以下「対象獣」という。）による生活被害、衛生被害を防止するため、市が所有する小動物捕獲器（以下「捕獲器」という。）を貸出すことにより、住民が安全かつ快適に生活することのできる環境づくりに資することを目的とする。

第2 対象者

捕獲器の貸出しの対象となるものは、市内に住所を有し、かつ居住している者（以下「対象者」という。）とする。

第3 申請手続

(1) 捕獲器の貸出しを受けようとする対象者は、次に掲げる申請書を提出して、市長に申請しなければならない。

ア 金沢市野生小動物捕獲器貸出申請書（様式第1号）

イ 被害区域及び捕獲予定区域位置図

(2) 対象者は前号の申請に併せて、鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可を市長に申請しなければならない。（鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可については石川県有害鳥獣捕獲許可事務取扱要領によるものとする。）

(3) 対象者が1号及び2号の規定による申請をするに当たっては、申請者の運転免許証、個人番号カード、その他官公署が発行し、本人の住所が確認できる書類（以下「本人確認書類」という。）を提示しなければならない。

(4) 市長は、1号及び2号の規定による申請があった場合は、その内容について審査し、適当と認めたときは、捕獲器の貸出しを決定するものとする。

(5) 市長は、前号の規定により貸出しの決定をしたときは、速やかに金沢市野生小動物捕獲器貸出決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

第4 貸出期間等

(1) 捕獲器の貸出しを行う期間は、貸出しを決定した日から起算して、30日以内とする。

(2) 捕獲器の貸出数は、1世帯につき1台とする。

第5 貸出方法及び負担

- (1) 捕獲器の貸出しは、第3(4)の規定による許可を受けたもの(以下「利用者」という。)の自宅まで市が運搬し、引き渡す方法で行うものとする。
- (2) 捕獲器の貸出しは、無償とする。ただし、捕獲器の利用に係る餌代は、利用者の負担とする。

第6 遵守事項

利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 捕獲器を居住地内で使用すること。
- (2) 次のアからエに掲げる捕獲器の適正な維持管理をすること。
 - ア 1日1回以上の捕獲器の見回り
 - イ 捕獲器に設置した餌の交換
 - ウ 錯誤捕獲した個体の放鳥獣
 - エ 捕獲した対象獣の処分
- (3) 捕獲器を対象獣以外の捕獲目的に利用しないこと。
- (4) 捕獲器を営利目的として利用しないこと。
- (5) 捕獲器の形状を変え、又は改造しないこと。
- (6) 捕獲器を他に譲渡し、転貸し、又は担保に供しないこと。

第7 貸出しの取消し

市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、貸出しの決定を取り消し、捕獲器を返却させることができる。

- (1) 利用者が、第6各号に掲げる遵守事項に違反したとき。
- (2) その他公益上又は管理上特に必要があると市長が認めるとき。

第8 返却

- (1) 利用者は、次のいずれかに該当するときは、速やかに捕獲器を市に返却しなければならない。
 - ア 捕獲器の貸出期間が満了したとき。
 - イ 第7の規定により貸出しの決定が取り消されたとき。
- (2) 捕獲器の返却は、利用者の自宅において、市が受け取る方法により行うものとする。
- (3) 利用者は、捕獲器を返却するときは、次の利用者の利用の妨げにならないよう、捕獲器を洗浄して返却するものとする。

第9 損害賠償等

- (1) 利用者は、自己の責めに帰すべき事由により、第三者に損害を与えたとき、又は捕獲器の全部若しくは一部を滅失し、若しくは毀損したときは、その損害を賠償しなければならない。
- (2) 捕獲器の管理又は有害獣の捕獲活動において発生した事故及び傷病について、市はその責任を負わない。

第10 その他

この要領に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、令和5年8月1日から施行する。